



宮 崎 県 公 報

平成28年2月29日(月曜日) 第2772号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則…… (国保・援護課) 1
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…… (こども家庭課) 4
- 県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則 (漁村振興課) 10

告 示

- 平成28年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格…… (総務事務センター) 11

- 指定障害児通所支援事業者の指定…… (障がい福祉課) 12
- 有害興行の指定…… (こども家庭課) 12
- 民有林の保安林の指定予定…… (自然環境課) 13
- 道路の区域の決定…… (道路保全課) 13
- 道路の区域の変更 (3件) …… (“) 13
- 道路の供用の開始 (2件) …… (“) 14

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (5件) … (商工政策課) 14
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…… (建築住宅課) 16

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第10号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則 (昭和57年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第15号 (第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>2 [略]</p>	<p>様式第15号 (第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。) この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日) の翌日から起算して50日 (50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日) を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>2 [略]</p>
<p>様式第15号の2 (第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定のあったこと</p>	<p>様式第15号の2 (第4条関係)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったこと</p>

を知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

2 [略]

様式第15号の3（第4条関係）

[略]

（注） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号の4（第4条関係）

[略]

（注） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

を知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

2 [略]

様式第15号の3（第4条関係）

[略]

（注） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号の4（第4条関係）

[略]

（注） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著し

様式第16号 (第4条関係)

〔略〕

(注) この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第42号 (第21条関係)

〔略〕

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第46号 (第23条関係)

〔略〕

(注) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、

い損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号 (第4条関係)

〔略〕

(注) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第42号 (第21条関係)

〔略〕

(教示)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第46号 (第23条関係)

〔略〕

(注) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対し審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁
決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生
ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その
他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査
請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提
起することができます。

審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）
第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた
場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算
して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定
により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がない
とき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著し
い損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を
経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対
する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起するこ
とができます。

様式第47号（第24条関係）

〔略〕

（注） この決定に不服があるときは、この決定のあったことを
知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対
し審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告と
して（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事とな
ります。）この決定の取消しの訴えを提起することができ
ます。

様式第48号（第24条関係）

〔略〕

（注） この決定に不服があるときは、この決定のあったことを
知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎県知事に対
し審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告と
して（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事とな
ります。）この決定の取消しの訴えを提起することができ
ます。

様式第47号（第24条関係）

〔略〕

（注） この決定に不服があるときは、この決定があったことを
知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に
対し審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告と
して（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事とな
ります。）この決定の取消しの訴えを提起することができ
ます。

様式第48号（第24条関係）

〔略〕

（注） この決定に不服があるときは、この決定があったことを
知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に
対し審査請求をすることができます。

また、この決定については、この決定があったことを知
った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告と
して（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事とな
ります。）この決定の取消しの訴えを提起することができ
ます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出） 第6条の14 法第21条の5の25第2項第1号（法第24条の19の2に おいて準用する場合を含む。）の規定による届出又は同条第4項 （法第24条の19の2において準用する場合を含む。）の規定によ る区分の変更の届出は、業務管理体制（整備・区分の変更）に係 る届出書（別記様式第14号の18）によってするものとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第18条 法第35条第6項の規定による届出は、児童福祉施設廃止（ 休止）届出書（別記様式第32号）によってしなければならない。</p> <p>2 省令第38条第2項の承認を受けようとする者は、児童福祉施設 廃止（休止）承認申請書（別記様式第32号の2）を知事に提出し なければならない。</p>	<p>（業務管理体制の整備に関する事項の届出） 第6条の14 法第21条の5の25第2項第1号（法第24条の19の2に おいて準用する場合を含む。）の規定による届出又は<u>法第21条の</u> <u>5の25第4項</u>（法第24条の19の2において準用する場合を含む。 ）の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制（整備・区分 の変更）に係る届出書（別記様式第14号の18）によってするもの とする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第18条 法第35条第11項の規定による届出は、児童福祉施設廃止（ 休止）届出書（別記様式第32号）によってしなければならない。</p> <p>2 <u>法第35条第12項</u>の承認を受けようとする者は、児童福祉施設 廃止（休止）承認申請書（別記様式第32号の2）を知事に提出し なければならない。</p>

様式第11号

[略]			
入 所 希 望 者	[略]		
	職 業		
母子保護 の実施に 係る児童 の氏名及 び生年月 日	児童氏名	[略]	
	児童氏名	生年月日	年 月 日 (歳)
	児童氏名	[略]	
日	児童氏名	生年月日	年 月 日 (歳)
	[略]		

様式第14号の2 (第6条の2関係)

(表面)

[略]		
申 請 者	フリガナ	[略]
	氏 名	
[略]		
フリガナ	[略]	
支給申請に係る 障 害 児 氏 名		
[略]		

[略]

(裏面)

様式第14号の7 (第6条の4関係)

[略]	
フリガナ	[略]
申請者	
[略]	
フリガナ	[略]
支給決定に係る 障 害 児 氏 名	
[略]	

[略]

様式第14号の8 (第6条の4関係)

(表面)

[略]		
申 請 者	フリガナ	[略]
	氏 名	
[略]		
フリガナ	[略]	
支給申請に係る 障 害 児 氏 名		
[略]		

[略]

(裏面)

様式第11号 (第6条関係)

[略]			
入 所 希 望 者	[略]		
	職 業		
母子保護 の実施に 係る児童 の氏名、 生年月日 及び個人 番号	児童氏名	[略]	
	個人番号		
	児童氏名	[略]	
個人番号	個人番号		
	[略]		

様式第14号の2 (第6条の2関係)

(表面)

[略]		
申 請 者	フリガナ	[略]
	氏 名	
[略]		
フリガナ	[略]	
支給申請に係る 障 害 児 氏 名		
[略]		

[略]

(裏面)

様式第14号の7 (第6条の4関係)

[略]	
フリガナ	[略]
申請者氏名	
個人番号	
[略]	
フリガナ	[略]
支給決定に係る 障 害 児 氏 名	
[略]	

[略]

様式第14号の8 (第6条の4関係)

(表面)

[略]		
申 請 者	フリガナ	[略]
	氏 名	
[略]		
フリガナ	[略]	
支給申請に係る 障 害 児 氏 名		
[略]		

[略]

(裏面)

[略]
様式第14号の10 (第6条の5関係)

[略]

フリガナ 申請者	[略]
[略]	
フリガナ 支給決定に係る 障害児氏名	[略]
[略]	

様式第14号の12 (第6条の7関係)

[略]

フリガナ 申請者氏名		①障害者自立支援法 ②児 童福祉法 ③介護保険法	
		[略]	
生年月日	[略]		
[略]			
支同 給一 決世 定帯 障に 害属 者す 等 他 の	氏名	生年月日	①障害者自立支援法 ②児 童福祉法 ③介護保険法
			制度 受給者証番号又は被 保険者証番号
	個人番号		
	個人番号		
	個人番号		

備考

1 「制度」欄は、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は①、児童福祉法に基づく障害児施設給付費等の支給を受けている場合は②、介護保険法に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は③をそれぞれ記入してください。

2・3 [略]

[略]

別記様式第23号を次のように改める。

[略]
様式第14号の10 (第6条の5関係)

[略]

フリガナ 申請者氏名	[略]
個人番号	
[略]	
フリガナ 支給決定に係る 障害児氏名	[略]
個人番号	
[略]	

様式第14号の12 (第6条の7関係)

[略]

フリガナ 申請者氏名		①障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援する ための法律 ②児童福祉法 ③介護保険法	
		[略]	
生年月日	[略]		
個人番号			
[略]			
支同 給一 決世 定帯 障に 害属 者す 等 他 の	氏名	生年月日	①障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援する ための法律 ②児童福祉法 ③介護保険法
			制度 受給者証番号又は被 保険者証番号
	個人番号		
	個人番号		
	個人番号		

備考

1 「制度」欄は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は①、児童福祉法に基づく障害児入所給付費等の支給を受けている場合は②、介護保険法に基づく介護給付費等の支給を受けている場合は③をそれぞれ記入してください。

2・3 [略]

[略]

様式第23号(第13条関係) **里親名簿**

登録・更新		登録者に関する情報					里親の種類					同居人に関する情報					消除に関する情報							
番号	年月日	氏名	住所	生年月日	性別	個人番号	職業	健康状態	養育	養育専門	養子親族	1年以上の短期間	扶養義務のない親族	氏名	性別	生年月日	個人番号	職業	健康状態	認定及び登録消除年月日	登録消除理由	次回更新年度		

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後							
様式第23号の2 (第13条の2関係)							様式第23号の2 (第13条の2関係)							
[略]							[略]							
希望する里親の種類	① 養育里親 ② 養子縁組によって養親となることを希望する里親 ③ 親族里親						希望する里親の種類	① 養育里親(一般・1年以内の短期間・扶養義務のない親族) ② 養子縁組によって養親となることを希望する里親 ③ 親族里親						
ふりがな		性別	健康状態	職業	里親研修修了(見込み)年月日		ふりがな	生年月日	性別	続柄	職業	個人番号		
申請者氏名							申請者氏名							
(生年月日)	(年 月 日)													
申請者と同居している者の状況	氏名	生年月日	性別	続柄	健康状態	職業	同居人氏名	生年月日	性別	続柄	職業	個人番号		
里親になることを希望する理由(1年以内の期間を定めて、養育を希望する場合はその旨)							里親になることを希望する理由							
[略]							お住まいの市町村への情報提供	① 同意する ② 同意しない						
[略]							[略]							
[略]							[略]							
様式第23号の3 (第13条の2関係)							様式第23号の3 (第13条の2関係)							
[略]							[略]							
ふりがな		性別	健康状態	職業	専門里親研修修了(見込み)年月日		ふりがな	生年月日	性別	続柄	職業	個人番号		
申請者氏名							申請者氏名							
(生年月日)	(年 月 日)													
省令第1条の37第1号に規定する要件の該当状況	イ 養育里親としての3年以上の養育経験の有無(有・無) (養育歴) 年 月から 年 月まで 年間 年 月から 年 月まで 年間 (養育里親研修修了年月日) 年 月 日						同居人氏名	生年月日	性別	続柄	職業	個人番号		
	ロ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めた者													
	ハ 知事がイ又はロに該当するものと同等以上の能力を有すると認めた者													
申請者と同居している者の	氏名	生年月日	性別	続柄	健康状態	職業	児童福祉法施行規則第1条	イ 養育里親としての3年以上の養育経験の有無(有・無) (養育歴) 年 月から 年 月まで 年間 年 月から 年 月まで 年間						

状況						
[略]						

[略]

様式第23号の10（第14条関係）

[略]
[略]
里親の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項（第36条の47において準ずる同規則第36条の46第1項）の規定により、次のとおり申請します。
更新を希望する里親の種類
現在の登録の有効期限

様式第29号（その2）

[略]
児童福祉施設（児童遊園）を設置したいので児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
1～3 [略]
4 利用人員 人（幼児 人、小学校低学年 人）
5～11 [略]
[略]

様式第29号（その3）

[略]
児童福祉施設（児童用プール）を設置したいので児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
1～3 [略]
4 利用人員 人（幼児 人、小学校低学年 人）
5～11 [略]
[略]

の37第	（養育里親研修修了年月日） 年 月 日
1号に	ロ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、
規定す	知事が適当と認めた者
る要件	ハ 知事がイ又はロに該当するものと同等以上の能
の該当	力を有すると認めた者
状況	
[略]	

[略]

様式第23号の10（第14条関係）

[略]				
[略]				
里親の登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項（第36条の47において準ずる同規則第36条の46第1項）の規定により、次のとおり申請します。				
更新を希望する里親の種類	① 養育里親（一般・1年以内の短期間・扶養義務のない親族）			
	② 養子縁組によって養親となることを希望する里親			
	③ 親族里親			
	④ 専門里親			
ふりがな 申請者氏名	生年月日	性別	職 業	個人番号
	更新研修修了（見込み）年月日			
現在の登録状況	登録区分	有効期限	登録番号	
	①養育里親 ②養子縁組里親 ③親族里親 ④専門里親	年 月 日		
同居人氏名	生年月日	性別	続 柄	職 業
お住まいの市町村への情報提供	① 同意する ② 同意しない			

様式第29号（その2）（第17条関係）

[略]
児童福祉施設（児童遊園）を設置したいので児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
1～3 [略]
4 利用人員 人
5～11 [略]
[略]

様式第29号（その3）（第17条関係）

[略]
児童福祉施設（児童用プール）を設置したいので児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。
1～3 [略]
4 利用人員 人
5～11 [略]
[略]

様式第29号の2 (その2)

[略]

児童福祉施設 (児童遊園) を設置したいので児童福祉法施行規則第37条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1～3 [略]

4 利用人員 人 (幼児 人、小学校低学年 人)

5～11 [略]

[略]

様式第29号の2 (その3)

[略]

児童福祉施設 (児童用プール) を設置したいので児童福祉法施行規則第37条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1～3 [略]

4 利用人員 人 (幼児 人、小学校低学年 人)

5～11 [略]

[略]

様式第32号

[略]

次のとおり児童福祉施設について廃止 (休止) したいので児童福祉法第35条第6項の規定に基づき届け出ます。

[略]

様式第32号の2

[略]

次のとおり児童福祉施設について廃止 (休止) したいので児童福祉法第35条第7項の規定に基づき承認されるよう申請します。

[略]

様式第29号の2 (その2) (第17条関係)

[略]

児童福祉施設 (児童遊園) を設置したいので児童福祉法施行規則第37条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1～3 [略]

4 利用人員 人

5～11 [略]

[略]

様式第29号の2 (その3) (第17条関係)

[略]

児童福祉施設 (児童用プール) を設置したいので児童福祉法施行規則第37条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

1～3 [略]

4 利用人員 人

5～11 [略]

[略]

様式第32号 (第18条関係)

[略]

次のとおり児童福祉施設について廃止 (休止) したいので児童福祉法第35条第11項の規定に基づき届け出ます。

[略]

様式第32号の2 (第18条関係)

[略]

次のとおり児童福祉施設について廃止 (休止) したいので児童福祉法第35条第12項の規定に基づき承認されるよう申請します。

[略]

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第12号

県立高等水産研修所規則の一部を改正する規則

県立高等水産研修所規則 (平成9年宮崎県規則第18号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(入所資格)		(入所資格)	
第7条 養成部門に入所することができる者は、次のとおりとする。		第7条 養成部門に入所することができる者は、次のとおりとする。	
区分	入所資格	区分	入所資格
本科	学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する中学校を卒業した者その他の同法第47条に規定する者	本科	学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する中学校を卒業した者その他の同法第57条に規定する者
専攻科	学校教育法に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第56条に規定する者、本科を修了した者又は漁業に関する技術及び知識を有する者で所長が入所	専攻科	学校教育法に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者、本科を修了した者又は漁業に関する技術及び知識を有する者で所長

を適当と認めた者

が入所を適当と認めたもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 137号

平成28年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69号）第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及びその申請書に添付する書類（要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。）は、持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

なお、申請書類（申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。）を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7208

なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成29年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月1日から平成

29年7月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
塗料		
諸材		
車両・船舶・航空機類	車両販売・整備	
	船舶販売・整備	
	航空機販売・整備	
	バイク・自転車	
印刷類	平板活版	
	軽印刷	
	フォーム印刷	
	特殊印刷	
	青写真	
	航空写真・マイクロ写真	
薬品類	医薬品	
	農業薬品	
	化学工業薬品	
燃料類	石油製品	
	高圧ガス	
家具・木工類	家具・木工	
	室内装飾・畳	
寝具・被服類	寝具	
	被服・装備品	
	消防・警察用品	

サービス (役務の提供) に関する業種	百貨・日用品類	靴・鞆	広告・宣伝	広告代理	
		百貨		催事企画展示	
		記念品・美術品		デザイン制作	
		写真・カメラ		その他	
		時計・貴金属		電算業務	電算処理 (システム開発を含む。)
		ガラス・陶器			データエントリー
		楽器			その他
		スポーツ用品		その他	クリーニング
		金物・荒物・雑貨			運送
	食品	廃棄物処理			
	看板・旗類	看板	調査・研究・検査		
		旗・染物	その他		
		その他			
サービス (役務の提供) に関する業種	賃貸業務	シート・テント			
		肥飼料・種苗			
		書籍			
		古物買受			
		その他			
		電算機器			
		事務機器			
		その他			

宮崎県告示第 138号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200309	こども通所支援サービスじりつ3	都城市天神町19街区27号	株式会社じりつ	都城市天神町19街区27号	平成28年3月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス
4550200317	ツナグ 鷹尾	都城市南鷹尾町37-11	株式会社 tsunagu	都城市北原町10街区8号	平成28年3月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 139号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-61	映画	診察室でFUCK! 姉妹看護師	佐藤 (史) 組 <新東宝映画>	平成28年2月18日
27年-62	映画	熟☆ギャル☆白書 極楽仁王勃ち!	渡邊 (元) 組 <オーピー映画>	
27年-63	映画	裸の劇団 いきり立つ欲望	榊組 <オーピー映画>	
27年-64	映画	女教師の秘密 縛ってあげる...	吉行組 <オーピー映画>	
27年-65	映画	純情濡らし、愛情暮らし	竹洞組 <オーピー映画>	
27年-66	映画	陶酔妻 白濁に濡れる柔肌	国沢組 <オーピー映画>	
27年-67	映画	ヘイトフル・エイト (原題) THE HATEFUL EIGHT	ギャガ (アメリカ)	

27年-68	映画	LOVE [3D] (原題) LOVE	コムストック・グループ (フランス、ベルギー)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 140号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成28年 2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字ヲシカ谷5798、5800、5803、5807-1、5810、5811、5814、5818、5820、字合嶋5825、5830-1、字竹ノ迫5877-1、5877-4、5884、字本ツヅラ5893-1、5896-1、5897、5908、5913-1、5926、5927、5932、5939、5943、5946、5947、5949、5951、5952、5960、5961、5969、5970、5982-2、字貝ノ木6000、6021から6023まで、6042-1、6042-9、6073-1、6103-1、字笠原6278、6292-11、字谷波^{かん}婦6402-1、6403、6407、6410、6411

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字ヲシカ谷5798・5800・5803（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字貝ノ木6021（次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 141号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、関係図面は、平成28年 2月29日から平成28年 3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松山都城線	都城市梅北町 10961番 5 地先から同市同町5908番 1 地先	20.8～ 87.6	2814.0

			まで		
--	--	--	----	--	--

宮崎県告示第 142号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2月29日から平成28年 3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
44	県道	宮崎高鍋線	宮崎市佐土原町下田島字丸尾5419番 2 地先から同市同町下田島同字5419番 2 地先まで	旧	17.6～ 32.4	85.6
				新	18.8～ 32.4	85.6

宮崎県告示第 143号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2月29日から平成28年 3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年 2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字野首3990番 2 地先から同郡同町同大字字鍋田3098番 4 地先まで	旧	7.4～ 18.0	714.9
				新	11.5～ 21.6	714.9

宮崎県告示第 144号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年 2月29日から平成28年 3月14日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 鹿野田字車 ヶ瀬 11709 番65地先か ら同市同大 字字五節句 119番1地 先まで	旧	7.0～ 18.8	679.6
				新	10.9～ 41.8	679.6

宮崎県告示第 145号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年2月29日から平成28年3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字碓51 24番3地先 から同郡同 村同大字字 堂ノ元4905 番1地先ま で	平成28年2月29日

宮崎県告示第 146号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年2月29日から平成28年3月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
327	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 鹿野田字車 ヶ瀬 11709 番65地先か	平成28年2月29日

ら同市同大
字字五節句
119番1地
先まで

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス清武店
宮崎市清武町大字木原字尾ノ下58番27
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都港区西新橋三丁目9番4号
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 変更の年月日
平成27年10月1日
- 変更する理由
設置者の本社移転のため
- 届出年月日
平成28年2月17日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成28年2月29日から平成28年6月29日まで
- 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成28年2月29日から平成28年6月29日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地

域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス郡元店
都城市郡元町 209番地 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都港区西新橋三丁目9番4号
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 4 変更の年月日
平成27年10月1日
- 5 変更する理由
設置者の本社移転のため
- 6 届出年月日
平成28年2月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成28年2月29日から平成28年6月29日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成28年2月29日から平成28年6月29日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年2月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス沖水店
都城市太郎坊町1890番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都港区西新橋三丁目9番4号
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- 4 変更の年月日
平成27年10月1日
- 5 変更する理由
設置者の本社移転のため
- 6 届出年月日
平成28年2月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成28年2月29日から平成28年6月29日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成28年2月29日から平成28年6月29日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年 2 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス蓑原店
都城市蓑原町8555 外 6 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都港区西新橋三丁目 9 番 4 号
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
- 4 変更の年月日
平成27年10月 1 日
- 5 変更する理由
設置者の本社移転のため
- 6 届出年月日
平成28年 2 月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成28年 2 月29日から平成28年 6 月29日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成28年 2 月29日から平成28年 6 月29日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年 2 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健
東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2 号
- 3 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都港区西新橋三丁目 9 番 4 号
(変更後) 三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
- 4 変更の年月日
平成27年10月 1 日
- 5 変更する理由
設置者の本社移転のため
- 6 届出年月日
平成28年 2 月17日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成28年 2 月29日から平成28年 6 月29日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成28年 2 月29日から平成28年 6 月29日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の 6 第 1 項に規定する宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成28年 2 月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	平成28年7月3日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成28年9月11日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで
木造建築士 試験	平成28年7月24日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成28年10月9日 (日曜日) 午前11時00分から 午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士 試験	宮崎市霧島1丁目1番 地1 J A アズムホール 別 館	宮崎市旭1丁目3番6 号 宮崎県庁7号館
木造建築士 試験	宮崎市船塚1丁目1番 2号 宮崎公立大学	宮崎市錦町1丁目10番 地 宮崎グリーンスフィア 壺番館 K I T E N (きてん) 8階

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受 付 場 所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町2番12号 宮崎建友会館2階小会議室	平成28年4月7日(木曜日)から 平成28年4月11日(月曜日)まで の午前10時から午後5時まで

4 インターネットによる受験申込

申 込 サ イ ト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育 普及センターのホームペー ジ (http://www.jaeic.or.jp /)	平成28年3月22日(火曜日)午前 10時から平成28年3月29日(火曜 日)午後4時まで

5 郵送による受験申込

郵 送 先	受付期間
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3 番6号 紀尾井町パークビ	平成28年3月14日(月曜日)から 平成28年3月29日(火曜日)まで

ル 公益財団法人建築技術教育 普及センター 本部	
--------------------------------	--

6 受験手数料
16,900円

7 その他
その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課(電話
0985-26-7195)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州
支部(電話 092-471-6310)又は一般社団法人宮崎県建築士会
(電話0985-27-3425)まで問い合わせること。

--	--